

# EDINET API機能利用規約

## 第1条（総則）

1. 「EDINET API機能利用規約」（以下「本規約」という。）は、金融庁が運用管理を行う「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」において提供するAPI機能（インターネットを通じて情報取得に関する要求を送信することで、EDINET上のコンテンツを取得することを可能とする機能。以下「本機能」という。）を、本機能の利用者（以下「利用者」という。）が利用するにあたっての諸条件を規定するものです。
2. 利用者は、本機能を無償で利用することができますが、本機能の利用に当たっては、本規約及び「EDINET利用規約」（<https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/guide/static/disclosure/WZEK0030.html>）に同意したものとします。

## 第2条（本機能の提供条件）

1. 本機能は、予告なく停止、性能の低下等が発生することがあります。
2. 金融庁は、利用者へ事前の通知をすることなく、本機能の停止、仕様の変更等を行うことができるものとします。
3. 金融庁は、本機能の負荷状況に応じてアクセス制限等を行うことがあります。

## 第3条（利用状況の情報提供）

1. 金融庁は、本機能の利用状況について、利用者にアンケートその他の方法により聴取することがあります。その際、利用者は、第3項に基づく公開が可能な情報を提供するものとします。
2. 金融庁は、前項に基づく聴取に伴い、本機能の利用状況の調査に必要と金融庁が認める追加的又は付随的事項の情報提供を利用者に対し求めることがあります。その際、利用者は、かかる情報を提供することをあらかじめ承諾するものとします。
3. 金融庁は、第1項及び第2項の規定により提供された情報について、当該情報を提供した利用者の特定ができない方法により、本機能の活用事例として公開できるものとします。

## 第4条（情報の利用について）

1. EDINET及び本機能の利用並びにこれらを通じて得られた情報の利用に当たっては、本規約に定めるもののほか、EDINET利用規約の定めに従うものとします。
2. 利用者は、前項に従い取得した情報の使用に際しては、EDINET利用規約の「出典の記載について」を遵守するものとします。

## 第5条（禁止事項）

1. 利用者は、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 本機能の健全な運営を害する一切の行為
  - (2) 短時間における大量のアクセスその他の本機能の運用に支障を与える行為
2. 金融庁は、利用者が前項各号に該当する行為を行っている場合又は該当する行為を行うおそれがあると判断した場合、当該利用者に対して本機能の利用を予告なく停止することができるものとします。

## 第6条（免責）

1. 国及び金融庁は、本機能により提供する情報の完全性・正確性・有用性・安全性等について利用者又は第三者に対し一切の保証をしません。

2. 国及び金融庁は、本機能の利用、利用者が作成するアプリケーション等に関して生じうるあらゆる損害等に関し、利用者又は第三者に対し一切の責任を負いません。
3. 国及び金融庁は、第5条第2項による停止を含む本機能の停止、性能の低下、仕様の変更、アクセス制限等に関して、利用者又は第三者に直接又は間接に生ずるいかなる損害についても、その予見可能性の有無を問わず、賠償する責任を負いません。利用者又は第三者により、本機能の利用形態又は当該損害が発生する可能性について国又は金融庁に事前に通知されていた場合であっても同様とします。

#### 第7条（本規約の変更）

1. 金融庁は、必要があると認めるときは、利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本規約を変更することができるものとします。
2. 金融庁は、本規約の変更を行った場合は、遅滞なくE D I N E Tに掲載し公表するものとします。
3. 前項の公表後に、利用者が本機能を利用するときは、利用者は変更後の規約に同意したものとします。

#### 第8条（準拠法と合意管轄）

1. 本規約は、日本法に基づいて解釈されます。
2. 本機能の利用及び本規約に関する紛争については、本機能を提供している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

#### 第9条（使用言語）

本規約に関する事務に係る使用言語は、日本語とします。

#### 附則

本規約は、平成31年3月17日から施行します。